

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

世田谷区

### 2 構造改革特別区域の名称

世田谷IT人材育成特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

東京都世田谷区の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

#### (1) 世田谷区の地勢・人口

世田谷区は、東京23区中の西南端に位置し、東は目黒区・渋谷区、北は杉並区・三鷹市、西は狛江市・調布市、南は大田区とそれぞれ接し、さらに多摩川をはさんで神奈川県川崎市と向かい合っている。区域の形は、東西約9km、南西約8kmのほぼ平行四辺形である。面積は58.08km<sup>2</sup>である。

平成18年4月1日現在の住民基本台帳では総人口814,867人、総世帯数420,902世帯で、東京23区中第1位。人口密度は1km<sup>2</sup>あたり14,029人。都心に近いうえ、交通の便のよい良好な住宅地としての性格が強く、大正の初めから急激な勢いで人口が増加してきたが、全域に市街化が進み、昭和62年をピークに減少傾向にあった。しかし、平成8年からは再び増加傾向に転じている。

#### (2) 世田谷区の情報化

地域社会が少子高齢化、環境問題、地域活性化など多くの課題を抱える中で、地方公共団体に対する地域の住民・企業等のニーズが高まってきており、これに対して、質の高い行政サービスをどのように提供するかが問われている。

また、地方自治体は、住民や企業等のニーズの高度化・多様化に的確に対応する行政サービスの提供のみならず、自ら地域の発展と活性化を促進する「地域経営」の担い手としての役割が重要になってきている。

こうした中で、当区においては、ITの便益を最大限に活用し、行政サービスの質的な向上と行政の簡素化・効率化を同時に実現するために、特に「経営革新」のための手段としてITを活用することを「電子政府世田谷」として位置付け、その実現を目指している。平成17年3月に策

定した「電子政府世田谷推進計画」においては、「電子政府世田谷の目標および基本方針」(平成15年2月)を継承したうえで昨今のIT環境の現状を踏まえ、今後3年間で実現を目指す新たな目標として以下の4つの柱を設定し、具体的なIT施策を展開している。

区民に役立ち利便性を高める情報化  
地域社会の活性化のための情報化  
行政事務の効率化と高度化に向けた情報化  
信頼と安心のできる情報化

## 5 構造改革特別区域の意義

今日の行政サービスでは、高度なITの利用を推進するとともに、地域コミュニティと協働した区民生活に直結する情報化への取り組みが求められている。中でも、地域社会の活性化に代表される地域課題の解決を支援する情報化が重要視されている。また、地域情報化は、地域の個性を育み、地域社会を構成する区民や事業者等が、自ら主体的にかかわり推進していく必要がある。これら地域における情報化を推進していくにあたって、ITに関する知識・スキルを持った人材を数多く確保することが必要である。

「初級システムアドミニストレータ試験」や「基本情報技術者試験」に関する特例措置を活用することで、当該資格やCIW資格を持った人材を育成し、これらの活動を担う優れた「IT人材」を輩出することは、地域情報化の活性化を図るうえで、重要な意義がある。

また、当該特例措置を活用した講座を開設することで、技術の向上や資格取得を目指す学生・求職者などが区外から流入することも予想され、若年層の優秀なIT人材を育成・輩出することができ、社会人においてはキャリアアップ・スキルアップを図ることができる。これらの人材育成により、区内企業においても優秀なIT人材確保に繋がり、産業の振興、さらには地域情報化の活性化に寄与することが期待できる。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

### (1) 資格取得による優れたIT人材の育成

本特例措置を活用することにより、初級システムアドミニストレータ試験及び基本情報技術者試験の午前試験が免除され、受験者は午後の実務試験への対策に集中できることから、効率的な学習ができ、本番試験での負担が軽減され、当区内における学生や求職者の資格取得を促進し、合格率の向上、合格者の増加が見込まれる。本特例措置を活用した講座開設の3年後には、各試験の受験者の合格率が、全国平均合格率の1.5

倍程度となることを目標とする。

	初級シスアド	基本情報技術
平成17年度秋期試験合格率(全国)	27.4%	12.8%
特例措置活用(3年後目標値)	41%	19%

(2) 地域情報化の主役となる高度なIT人材の育成と地域活性化

情報処理技術者資格取得者の増加により、地域におけるIT活用の担い手となるIT人材の増加が期待できる。高度な能力を持ったIT人材が、当区内の企業へ就職あるいは起業などを行ったり、またボランティアなどを通し、地域における情報化の取り組みに参加することで、区内における情報化、地域活性化に寄与するものと期待される。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

初級システムアドミニストレータや基本情報技術者資格については、企業から一定の評価がされ、有資格者は、就職に有利な状況がある。学生や求職者がこれらの資格を取得しやすくなることは、就職支援につながる。また本講座を修了することにより、国際インターネット資格であるCIWを取得する者が増加するほか、さらなる上位資格を目指すなど、IT人材の育成が図られる。

これら有望なIT人材が地域企業で就業あるいは起業を志したり、さまざまな形で地域活動にも参加することが期待されるなど、地域の活性化、情報化推進に資することができる。

8 特定事業の名称

1131(1143) 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

1132(1144) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

地域社会の活性化のための情報化

計画事業1：地域ポータルサイトの構築・運営支援

区民や事業者が主体的な情報提供・発信をし、地域活動への参加や区民・事業者同士、区民・事業者と行政などのコミュニケーションを

促進し、地域を活性化させる。また将来的には、区民や事業者がサイトの自主的運営を担うことをめざす。

計画事業 2 : G I S 情報の区民利用の拡大

行政情報として活用している地理情報を、インターネットを利用して区民や事業者に公開・提供し、地域活動の促進に資する。

計画事業 3 : 公共施設等における I T 環境の整備

区民センターや地区会館などにインターネットを利用できる環境を整え、区民や団体等の地域活動における I T 利用を支援する。

## 別紙 1

### 1 特定事業の名称

1 1 3 1 ( 1 1 4 3 ) 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を  
免除する講座開設事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

( 1 ) 株式会社エイ・トゥ・ワイ ( ハロー! パソコン教室自由が丘校 )

所在地: 東京都世田谷区奥沢 5 - 4 1 - 5 ソルフィオーレ自由が丘 2 階

( 2 ) 日本 C I W 普及育成協議会 ( J A C C ) [ 修了認定に係る試験の提供者 ]

所在地: 東京都千代田区鍛冶町 1 - 5 - 7 江原ビル 5 F

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画が認定された日

### 4 特定事業の内容

( 1 ) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

「初級システムアドミニストレータ試験講座」( C I W 併用コース )

別添資料 1 のとおり

当該講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構 ( I P A ) に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

( 2 ) 修了認定の基準

ア 民間資格を取得するための試験「C I W ファンデーション」試験を受験し、これに合格することによって認定される「C I W アソシエイト」資格を取得した者で、かつ履修計画にある講座に 7 割以上出席した者に対し、修了認定に係る試験の受験資格を与えるものとする。

イ 有資格者に対し修了認定に係る試験を実施し、日本 C I W 普及育成協議会 ( J A C C ) の定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。ただし、当該の試験問題が、独立行政法人情報処理推進機構 ( I P A ) の審査によって認められなかった場合は、独立行政法人情報処理推進機構 ( I P A ) の定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。

( 3 ) 修了認定に係る試験の実施方法

ア 修了認定に係る試験は、日本 C I W 普及育成協議会 ( J A C C ) が作成し、独立行政法人情報処理推進機構 ( I P A ) の審査によって認定された問題を使用し、実施するものとする。

イ 上記アに関連し、当該の試験問題が、独立行政法人情報処理推進機構 ( I P A ) の審

査によって認められなかった場合は、独立行政法人情報処理推進機構（I P A）が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施する。

ウ 修了認定に係る試験の会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が特別区域内に指定した施設とする。

エ 修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者のうち、日本C I W普及育成協議会（J A C C）が行うものとする。ただし、日本C I W普及育成協議会（J A C C）が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。

オ 講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については、当該民間資格の取得を証する写しと併せて、独立行政法人情報処理推進機構（I P A）に通知する。

（４）民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称：「C I Wアソシエイト」

試験科目：「C I Wファンデーション」

民間資格を取得するための試験の試験項目：表に示すとおり

	出題分野		試験項目
(A)	インターネットの概論	1	インターネット・コンセプト
		2	インターネット・インフラ
(B)	インターネットの利用	1	Web コンセプト
		2	Web サービスの利用
		3	データ・リサーチ
(C)	インターネットのメディア	1	オブジェクト・データ
(D)	セキュリティの技術	1	セキュリティ・リテラシー
		2	セキュリティ・マネジメント
		3	セキュリティ・テクノロジー
		4	ファイアウォール
(E)	e ビジネスの設計	1	e コマース
		2	マネジメント・ナレッジ
(F)	ネットワークの基礎	1	ネットワーク・コンセプト
		2	ネットワーク・アーキテクチャ
(G)	ネットワークの設計	1	ネットワーク・コンポーネント
		2	ネットワーク・テクノロジー
(H)	インターネットワーキング	1	インターネット・アーキテクチャ
		2	ネットワーク・デザイン
		3	ネットワーク・マネジメント

	出題分野		試験項目
( I )	インターネットサービスの構成	1	サービス・コンポーネント
		2	サービス・コンポーネント
		3	サービス・コンポーネント
( J )	システムの開発	1	サーバサイド・スクリプト
		2	データベース
( K )	サイト開発の基礎	1	サイトデザイン・コンセプト
		2	HTML
( L )	サイト開発の実践	1	HTML コーディング
		2	HTML コーディング
		3	HTML コーディング
		4	HTML コーディング
( M )	サイト開発の応用	1	ツールの使用
		2	拡張言語テクノロジー
		3	拡張言語テクノロジー

当該民間資格を取得するための試験の使用言語：日本語

当該民間資格を取得するための試験の提供開始日：平成13年6月

#### 5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、内閣総理大臣の認定を受けた構造改革特別区域内において開設される講座の修了を認められた者が、当該認定講座の修了を認められた日から1年以内に、初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合には、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの活用に関する共通的知识を免除するものである。

## 別紙 2

### 1 特定事業の名称

1 1 3 2 ( 1 1 4 4 ) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

( 1 ) 株式会社エイ・トゥ・ワイ ( ハロー！パソコン教室自由が丘校 )

所在地：東京都世田谷区奥沢 5 - 4 1 - 5 ソルフィオーレ自由が丘 2 階

( 2 ) 日本 C I W 普及育成協議会 ( J A C C ) [ 修了認定に係る試験の提供者 ]

所在地：東京都千代田区鍛冶町 1 - 5 - 7 江原ビル 5 F

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画が認定された日

### 4 特定事業の内容

( 1 ) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

「基本情報技術者試験講座」( C I W 併用コース )

別添資料 2 のとおり

当該講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構 ( I P A ) に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

( 2 ) 修了認定の基準

ア 民間資格を取得するための試験「C I W ファンデーション」試験を受験し、これに合格することによって認定される「C I W アソシエイト」資格を取得した者で、かつ履修計画にある講座に 7 割以上出席した者に対し、修了認定に係る試験の受験資格を与えるものとする。

イ 有資格者に対し修了認定に係る試験を実施し、日本 C I W 普及育成協議会 ( J A C C ) の定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。ただし、当該の試験問題が、独立行政法人情報処理推進機構 ( I P A ) の審査によって認められなかった場合は、独立行政法人情報処理推進機構 ( I P A ) の定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。

( 3 ) 修了認定に係る試験の実施方法

ア 修了認定に係る試験は、日本 C I W 普及育成協議会 ( J A C C ) が作成し、独立行政法人情報処理推進機構 ( I P A ) の審査によって認定された問題を使用し、実施するものとする。

イ 上記アに関連し、当該の試験問題が、独立行政法人情報処理推進機構 ( I P A ) の審



査によって認められなかった場合は、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施する。

ウ 修了認定に係る試験の会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が特別区域内に指定した施設とする。

エ 修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者のうち、日本CIW普及育成協議会（JACC）が行うものとする。ただし、日本CIW普及育成協議会（JACC）が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。

オ 講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については、当該民間資格の取得を証する写しと併せて、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に通知する。

（４）民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称：「CIWアソシエイト」

試験科目：「CIWファンデーション」

民間資格を取得するための試験の試験項目：表に示すとおり

	出題分野		試験項目
(A)	インターネットの概論	1	インターネット・コンセプト
		2	インターネット・インフラ
(B)	インターネットの利用	1	Web コンセプト
		2	Web サービスの利用
		3	データ・リサーチ
(C)	インターネットのメディア	1	オブジェクト・データ
(D)	セキュリティの技術	1	セキュリティ・リテラシー
		2	セキュリティ・マネジメント
		3	セキュリティ・テクノロジー
		4	ファイアウォール
(E)	eビジネスの設計	1	eコマース
		2	マネジメント・ナレッジ
(F)	ネットワークの基礎	1	ネットワーク・コンセプト
		2	ネットワーク・アーキテクチャ
(G)	ネットワークの設計	1	ネットワーク・コンポーネント
		2	ネットワーク・テクノロジー
(H)	インターネットワーキング	1	インターネット・アーキテクチャ
		2	ネットワーク・デザイン
		3	ネットワーク・マネジメント

	出題分野		試験項目
( I )	インターネットサービスの構成	1	サービス・コンポーネント
		2	サービス・コンポーネント
		3	サービス・コンポーネント
( J )	システムの開発	1	サーバサイド・スクリプト
		2	データベース
( K )	サイト開発の基礎	1	サイトデザイン・コンセプト
		2	HTML
( L )	サイト開発の実践	1	HTML コーディング
		2	HTML コーディング
		3	HTML コーディング
		4	HTML コーディング
( M )	サイト開発の応用	1	ツールの使用
		2	拡張言語テクノロジー
		3	拡張言語テクノロジー

当該民間資格を取得するための試験の使用言語：日本語

当該民間資格を取得するための試験の提供開始日：平成13年6月

#### 5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、内閣総理大臣の認定を受けた構造改革特別区域内において開設される講座の修了を認められた者が、当該認定講座の修了を認められた日から1年以内に、基本情報技術者試験を受験する場合には、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの開発に関する共通的基础知識を免除するものである。